

みんながつながる地域福祉プラン【検討案】

（第四次寝屋川市地域福祉計画）

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	
1	計画の策定の趣旨	
2	地域福祉とは	
3	計画の位置付けについて	
4	計画期間	
5	計画の策定方法	
6	SDGs 達成への貢献	
第 2 章	計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念	
2	施策の展開	
3	計画の体系	
第 3 章	取り組みの方向	
	施策の展開 1 地域福祉のセーフティネットの拡充	
	施策の展開 2 権利擁護の推進	
	施策の展開 3 地域福祉を担う多様な人づくり	
	施策の展開 4 生活と福祉を支える基盤強化	
第 4 章	計画の推進	
1	計画の推進体制	
2	計画の管理と評価	
参考資料		
1	統計にみる現状	
2	アンケート調査結果からみる現状	

計画の策定にあたって

1

計画の策定の趣旨

近年、本格的な人口減少社会の到来や、核家族化、単身世帯が増加するなど、社会構造の変化とともに地域のつながりが希薄化しています。家庭や地域における支援力が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題が顕著化しています。また、公的な福祉サービスの狭間にある事例などが発生しています。

そのような中、国においては、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化・複合化している現状を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指してきました。

また、社会福祉法の一部が改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）され、地域福祉計画が、福祉分野の計画の上位計画と位置付けられました。加えて、平成 29 年 12 月に、国は市町村地域福祉計画策定ガイドラインを示し、地域福祉計画策定について、「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事項」を新たに盛り込むことを求めています。

さらに、社会福祉法の一部改正に先立って、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が同年 12 月に施行され、地域福祉との一体的な展開による地域共生社会の実現に向けた動きが活発になっています。

本市においては、平成 28 年 3 月に「第三次寝屋川市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、第三期計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・府などの動向を踏まえ、今後ますます複雑化・複合化していく福祉課題に対し適切に対応するため、「第四次寝屋川市地域福祉計画」を策定することとしました。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、年齢、性別、国籍、障害の有無、社会的出身、経済状況等にかかわらず、誰もが地域社会の一員として、日常生活はもとより、地域社会で営まれる経済や文化等の様々な活動に参加でき、いきいきと自立した生活を送ることができるよう、「ともに協力し、ともに生きる地域社会の仕組み」をつくりあげていくことです。

地域福祉は、福祉・介護サービスから保健・医療、教育、就労、文化、まちづくりに至るまで、地域社会における多様な活動分野で取り組まれることが必要であり、それぞれの成果を次の活動にいかしていく不断の取組でもあります。

そのためには、行政、地域住民、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地域社会を構成するメンバーが相互に協力して、地域の実情に応じて必要とされる多様なサービスを組み合わせ、良質かつ適切なものにしていくことが求められています。

出典：第4期大阪府地域福祉支援計画

【参考】社会福祉法（地域福祉部分抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

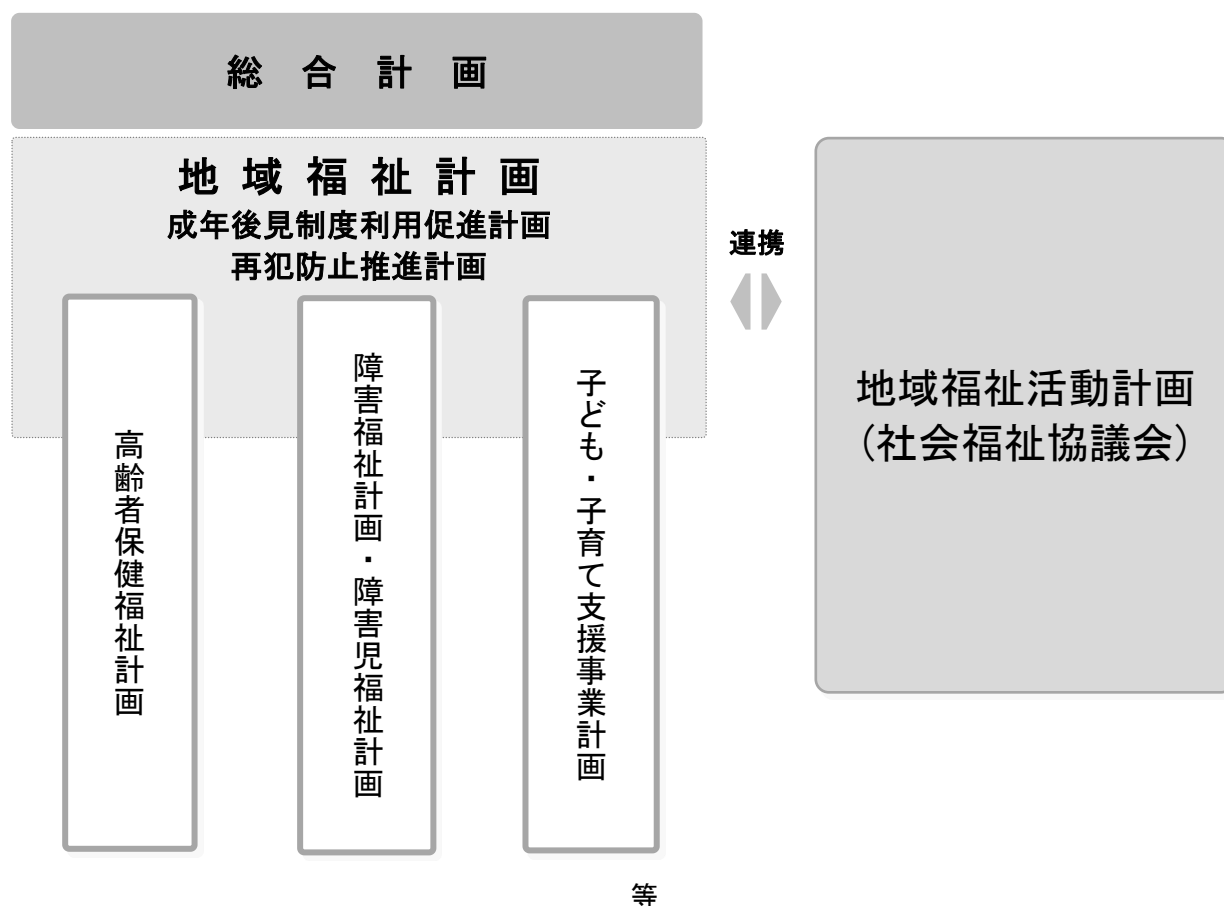
3 計画の位置付けについて

地域福祉計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する計画であり、市の地域福祉を推進するための理念と実現のための仕組みを示すものです。

また、高齢者保健福祉計画、障害者長期計画、障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画など、保健、福祉、防災等に関わる様々な計画と整合を図りながら、これらの分野に共通する考え方として、地域福祉の向上を図るための理念と、それにつながる市の取組を示すものです。

加えて、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携して、地域福祉を推進する両輪となるものです。

なお、本計画は社会福祉法第107条に基づく計画と位置付けます。また、「成年後見の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されます。



4 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

5 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、本市の地域福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、市民、学識経験者及び地域福祉に関する事業に従事する者で構成する「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」により検討を行いました。

(2) 地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査の実施

市民の日常生活の現状や意識、地域づくりに関する考え方などを把握し、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

- 意見募集期間 令和●年●月●日～●月●日
- 意見の件数 ●●件
- 意見の公表 市ホームページで意見に対する回答を公表しました。

6 SDGs 達成への貢献

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、わが国など先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が位置付けられました。

SDGs では、持続可能な世界を実現するために、「すべての人に健康と福祉を」や「質の高い教育をみんなに」のほか、「人や国の不平等をなくそう」など 17 の目標と、具体的に達成すべき 169 のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGs の推進は、地域福祉計画と同じ方向を示すものであることから、本計画の着実な推進を通して、SDGs の達成に貢献します。

[主に関連する SDGs 目標]



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市には、性別や年齢、障害の有無、国籍や文化の違う人など多様な人々が暮らしています。また、少子高齢化や核家族化の一層の進行、地域における人間関係の変化などを背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の孤立、老々介護、シルバー世代の孤独死、認知症のある人の見守り、障害のある人の社会参加、子どもやシルバー世代、障害のある人への虐待、ひきこもり、経済的困窮など、地域の理解や協力なしには解決できない様々な課題があります。

本市では、今後も、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるよう、地域全体がつながりと信頼を深め、支えあう地域共生社会の構築を図っていくことが重要であると考えます。

そのため、子どもからシルバー世代、障害者まで、あらゆる年代の市民の地域福祉の意識醸成を図り、地域の人々が、助けあいの心でつながり、市民自らが地域共生社会の実現を推進していくことができるよう、この計画の基本理念を『地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実』と設定します。

[基本理念]

地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実

2 施策の展開

施策の展開 1 地域福祉のセーフティネットの拡充

ひとり暮らし高齢者やシルバー世代のみの世帯、障害者、ひとり親家庭などが抱える課題、また、ダブルケアや生活困窮など地域における生活課題は複雑化・多様化し、複合化が指摘されています。そのような、公的な福祉サービスにつながりにくい「制度の狭間」にある問題や複合的な課題などを解決するため、関係機関と連携し、身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

また、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、災害時に備えた安心・安全な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

施策の展開 2 権利擁護の推進

一人ひとりの尊厳が守られ、自己決定を尊重し支援することは、誰もが安心して暮らせる地域生活を支えるうえで非常に大切です。

今後、認知症高齢者の増加及び知的障害者・精神障害者の地域移行の進展に伴い、判断能力が十分でない方々の増加が見込まれることから、身上保護や財産管理を行う成年後見制度等の利用促進に向けた取組を推進します。

施策の展開 3 地域福祉を担う多様な人づくり

地域福祉の推進にあたっては、地域住民はもとより、民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体、NPO 法人、社会福祉法人、民間企業など、多様な主体が参画し、イコール・パートナー（対等の関係で行う協力や提携）として福祉協働に取り組むことが必要です。

これら地域福祉を担う多様な人づくりと、活動しやすい環境づくりを進め、地域の実情や要支援者のニーズに寄り添った温かい福祉サービスの提供を促進します。

施策の展開 4 生活と福祉を支える基盤強化

地域のセーフティネットを拡げ、強くするためには、これまで中核的な役割を担ってきた市社会福祉協議会等が、行政機関との連携のもと、その基盤強化を図りつつ、継続的・安定的に福祉のまちづくりに取り組むことが期待されています。

また、地域生活課題は、福祉分野から保健・医療、就労、ライフスタイルやまちづくりまで多岐にわたり、その担い手も福祉サービスの供給主体も多様化しています。多様な主体の相互理解と連携のもと、地域共生を支える仕組みづくりの重要性も増しています。

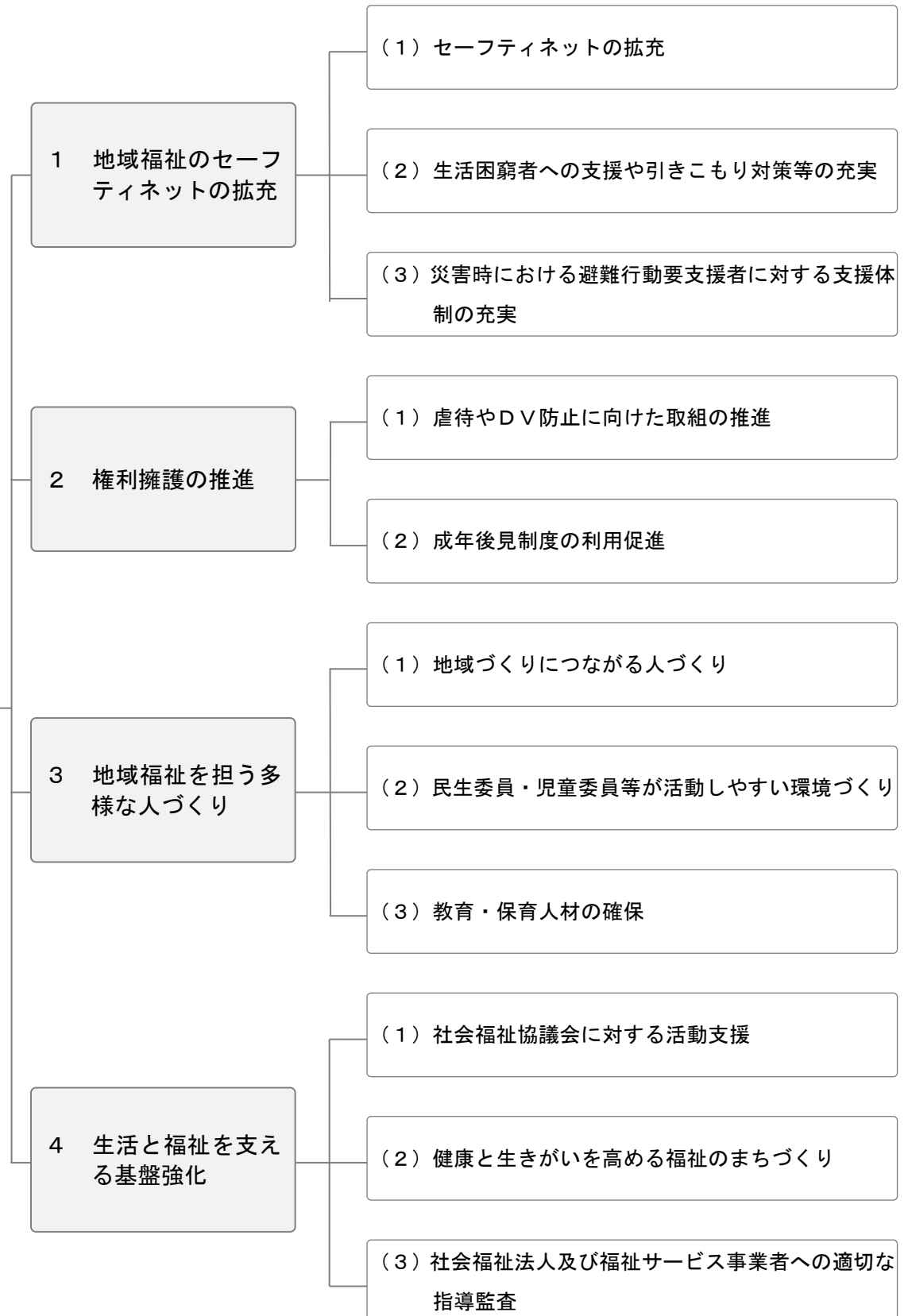
3 計画の体系

[基本理念]

[施策の展開]

[重点取組]

地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実



取組の方向

1 地域福祉のセーフティネットの拡充

(1) セーフティネットの拡充

【現状と課題】

- 市民アンケート調査の結果では、困ったときの相談相手は、「家族や親族」「友人や知人・職場の同僚」の割合が高くなっています。
- 地域には、シルバー世代や障害者をはじめ、様々な困りごとを抱えた人たちが住んでおり、困難な困りごとを抱えている人ほど、誰にも相談できずに一人で孤立している傾向が強いため、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりが必要です。
- 市民が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応していくためには、既存の支援関係者だけでなく、課題にに応じて新たな支援者を巻き込みながら、分野横断的なネットワークにより包括的な支援体制を整えることが重要となります。

【今後の方向性】

困りごとを包括的に受け止める体制の構築を行い、制度の狭間にある人や支援につながりにくい生活課題を抱えた人の早期発見のための相談体制の充実と支援を行う仕組みづくりを進めます。

【主な取組】

○包括的な相談体制の充実

高齢・障害・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健、健康などの関係部署や社会福祉協議会、社会福祉法人などの関係機関が連携し、包括的な支援体制の充実に努めます。

○関係機関等の連携協働促進

地域福祉のセーフティネットの拡充を進めるため、地域の様々な社会資源や関係機関を巻き込み、連携協働を促進していきます。

(2) 生活困窮者への支援や引きこもり対策等の充実

【現状と課題】

- 地域社会からの孤立などにより、適切な支援を受けることができていない生活困窮者がいると考えられます。
- 経済的な面などで生活に困難を抱えた人や一般就労への移行が困難な人への支援など、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の更なる充実も必要となります。

【今後の方向性】

本市では、そのような支援を必要としている人が、必要なサービスを受けることができ、住み慣れた地域でその人らしく生活ができるよう切れ目のないサービス体制の充実に取り組みます。

【主な取組】

○生活困窮者への支援

生活困窮者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、地域包括支援センターなど既存の相談事業などと密接に連携し、相談機能のネットワーク化を促進します。

○子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の連鎖を防止することが重要であることから、庁内の関係部署や関係機関と連携して学習支援事業や保護者の就労支援などの施策を進めます。

○就労支援

生活困窮者やシルバー世代、障害者、ひとり親家庭の親などの就労支援について、生活困窮者自立支援事業や地域就労支援センターでの相談事業等と、ハローワークなどと連携し、就職及び職場定着の支援に取り組みます。

(3) 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実

【現状と課題】

○大規模災害発生時には、公的な援助（公助）には限界があるため、自分の身は自分で守る（自助）を基本に、地域での助け合いや隣近所での助け合い（共助）によって、少しでも人的な被害を減らすことが重要です。

○避難行動要支援者名簿の有効な利活用の仕組みの構築が必要となります。

【今後の方向性】

南海トラフ地震等の発生が懸念されており、甚大な被害が予想されることから、災害時にも強い支え合いのまちづくりのため、平常時から地域の様々な団体等が連携・協働できる仕組みづくりや体制づくりに取り組みます。

【主な取組】

○避難行動支援体制の充実

避難行動要支援者名簿の活用や更新を行うとともに、災害発生時に避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難などができるよう、地域の協力体制づくりを推進します。

○災害時の連携強化

市内施設と協定を締結している福祉避難所について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を前提とした支援の在り方について検討します。

2 権利擁護の推進

(1) 虐待やDV防止に向けた取組の推進

【現状と課題】

○虐待やDVなどの犯罪などを防ぐためには、シルバー世代や障害のある人、子育て世帯などが地域の中で孤立しないよう、地域住民や地域の関係団体、警察・消防等の関係機関との連携による見守り体制や日常から声をかけ合える顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

○虐待防止及び早期発見に向けて、虐待に係る調査や相談の中で把握した世帯全体が抱える様々な地域生活課題についても解決を図るよう、関係機関が連携して取り組むことが重要となります。

【今後の方向性】

いじめ、虐待、DV等の問題を解決するため、市民などを対象に、虐待やDVへの一層の理解を促進するとともに、シルバー世代、障害者、子ども、子育て世帯等の公的な相談窓口について、周知するとともに、施設・機能の充実を図ります。

【主な取組】

○虐待、DVの理解促進

地域住民等や民生委員・児童委員などを対象に、虐待やDVへの理解促進や相談窓口等の周知を徹底するとともに、普及啓発等を行うことにより、地域における虐待やDVの防止及び早期発見機能の強化を図ります。

○相談機能の充実・連携

虐待やDVの防止及び早期発見を図るには、専門的な知識・ノウハウの習得や関係機関の連携が進むよう、各相談機関や施設等の従事者や、行政職員等に対する研修を実施し、相談機能の強化等を図ります。

○子どものいじめ防止対応の推進

市子どもたちをいじめから守るための条例に基づき、寝屋川方式の「教育的アプローチ」（学校・教育委員会）、「行政的アプローチ」（市長部局）、「法的アプローチ」（外部機関）の三段階アプローチ等によるいじめ対策及びいじめの未然防止施策に取り組みます。

(2) 成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

- 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人をサポートする福祉サービス利用援助事業や成年後見制度は利用者の増加が見込まれており、受け皿や相談支援にあたる人材が不足する恐れがあるとも言われています。
- 成年後見制度の更なる利用促進に取り組むことが求められています。

【今後の方向性】

認知症や知的・精神障害等により、判断能力が十分でない人が、本人の権利を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知及び利用を促進します。

成年後見制度等に関する研修会の開催を通じて、成年後見制度等の権利擁護事業について普及啓発に努め、必要な方の相談・利用の促進を図ります。

【主な取組】

○成年後見制度の利用促進〔成年後見制度利用促進計画〕

認知症や知的・精神障害等により、判断能力が十分でない人が、本人の意思決定支援に基づく成年後見制度の利用について相談できるよう、成年後見制度や相談窓口の周知に取り組みます。

また、成年後見制度の取組をより進めるため、地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に努めます。

さらに、判断能力が不十分で、親族がいないなどの理由で審判の申し立てができない人については、市長申立制度を支援につなげるよう活用します。

3 地域福祉を担う多様な人づくり

(1) 地域づくりにつながる人づくり

【現状と課題】

○市民アンケート調査の結果では、身近な地域における住民同士の助け合い、支え合いを推進していくために、力を入れたらよいと思うことについて、「地域での活動拠点や交流の場の整備」、「住民同士の助け合い・支え合い活動の調整を行う人材の育成」「住民同士の助け合い・支え合い活動の場の整備」などの割合が高くなっています。

○支援を受けながら社会への参画を目指す人など、要支援者の個性や状況に応じ、ボランティアの担い手としての機会を提供していくことも求められています。

【今後の方向性】

地域の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューについて、一緒に検討を行うなど、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組を進めます。

地域福祉活動への多くの市民の参加を促すため、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりを進めていきます。

未来の人材育成として、教育分野とも連携しながら、学生や子どもたちに地域福祉活動にふれる機会や取組を進めていきます。

【主な取組】

○人材発掘、機会創出

地域において、見守り・声かけ活動や、高齢者などのサロン活動、ミニデイサービス活動、子育て支援活動などの地域福祉を支える人材を育成するため、地域の子どもからシルバー世代まで様々な世代が一緒になり、学び合えるよう、取り組みます。

(2) 民生委員・児童委員等が活動しやすい環境づくり

【現状と課題】

○地域において、市民、民生委員・児童委員、校区福祉委員、自治会、地域協働協議会、社会福祉施設、社会福祉協議会、更生保護団体、企業、NPOなどの多様な主体が集まり、自分たちが暮らし、活動する地域について考え、自分たちの地域を創っていく取組が期待されています。

【今後の方向性】

委員活動の基盤強化のため、引き続き民生委員・児童委員や校区福祉委員の研修の場を設け、委員活動の基盤となる民生委員・児童委員協議会等の活発化を図ります。

【主な取組】

○民生委員・児童委員の担い手確保

民生委員・児童委員がさらに活動しやすい環境づくりに向けて、その役割や活動内容の積極的なPRを行うなど、広報・啓発を進めるとともに、若い世代等、新たな担い手の確保に努めます。

○民生委員・児童委員の資質向上

新たな地域生活課題への対応や災害時の要支援者への円滑な支援等を図るため、民生委員・児童委員の資質向上、役割の明確化、幅広い知識の習得等のための研修内容の充実を図ります。

○更生保護団体への支援〔再犯防止推進計画〕

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」の周知啓発などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。

また、地域における更生保護の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営支援や、更生保護三団体（保護司会、更生保護女性会、BBS会）と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組みます。

(3) 教育・保育人材の確保

【現状と課題】

○保育ニーズの増加や子どもや子育てを取り巻く環境の変化により、保育所等に求められる役割や機能が多様化・複雑化し、教育・保育人材の確保と専門性の向上がより重要となっています。

【今後の方向性】

子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所等に求められる役割や機能が多様化・複雑化するなかで、保育士にはより高度な専門性が求められるようになっていきます。このため、専門性を高める人材育成等について取組を進めて行くとともに、教育・保育を提供する事業者が安定的に人材を確保できる取組や、事業者が質の高い教育・保育を提供できるよう、職員研修の充実などを実施していきます。

【主な取組】

○教育・保育人材の就業促進、定着支援

継続して待機児童をなくすために、保育士の処遇改善や保育所等で就労していない保育士、いわゆる潜在保育士の就職促進などにより保育士を確保するとともに、保育士等が働きやすい環境の整備に努めます。

また、放課後子供教室や留守家庭児童会においても、教育・保育環境の充実に努めます。

4 生活と福祉を支える基盤強化

(1) 社会福祉協議会に対する活動支援

【現状と課題】

○社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現をめざし、様々な地域生活課題の解決に取り組んでいます。地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや住民活動のネットワークづくり、福祉教育の推進など、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。

○また、社会福祉協議会では、地域住民との連携のもと、地域生活課題の把握と解決に取り組んでいます。

【今後の方向性】

社会福祉協議会や福祉関係機関等と協議・連携し、地域の課題を地域で解決する取組や共助の在り方を検討します。

より実効性のある施策や事業とするため、地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案・実施にあたり市社会福祉協議会と連携を図るとともに、情報提供についても双方で連携して市民に提供できるよう取り組みます。

【主な取組】

○社会福祉協議会への活動支援

社会福祉協議会が関係機関とのネットワークにより把握する地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して助成等のサポートを行います。

(2) 健康と生きがいを高める福祉のまちづくり

【現状と課題】

- 高齢化が進む中で、若年層から健康づくりへの関心を高めていく取組が重要となります。
- 地域におけるサロン活動など、地域ぐるみで健康づくり活動の促進が期待されています。
- 社会参加することが生きがいとなる環境づくりが、より一層必要となります。
- 地域包括ケアシステムの構築における、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な推進を図り、市民主体の活動の機会・場づくりを進め、生活支援や介護予防などの助け合い活動にもつなげていくことが必要となります。

【今後の方向性】

市民の健康や日々の暮らしを支える活動や情報を発信し、健康を意識し心が豊かになるような心身を良好に保つ取組を進めます。

【主な取組】

○健康づくりの推進

心と身体の健康づくりの取組への支援を充実するとともに、地域に密着した保健・医療体制づくりを推進します。

○介護予防事業の充実

市民が参加しやすい介護予防の取組への支援を充実します。

○生涯学習の推進

主体的に取り組む意識づくりを支援するとともに、様々なニーズに応じた社会参加を支援します。

○交通等による移動手段の確保

シルバー世代や障害者等の移動制約者にとって、生活に必要な移動手段の確保に努めます。

(3) 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導及び監査

【現状と課題】

- 措置から契約への移行など福祉サービスの供給の在り方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人においては、効率的・効果的な経営を実践して、利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められています。
- 社会福祉法人や福祉サービス事業者等への指導監査等業務については、中核市としての適切な指導を通して、地域の実情や要支援者のニーズにあわせた福祉サービスの提供がさらに促進されることが期待されます。

【今後の方向性】

市内の社会福祉法人及び福祉サービス事業者への集団指導や実地指導などにおいて情報共有等を行い、市と事業者との連携を深めるとともに、事業者間の情報ネットワークの構築支援等を行い、介護サービスの安定提供、質の向上を図ります。

【主な取組】

○社会福祉法人等への指導監査

社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導及び監査等を行います。

計画の推進

1

計画の推進体制

(1) 計画の周知

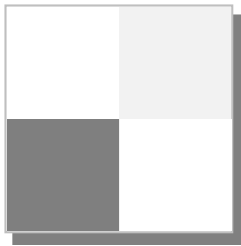
地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画内容の十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報やホームページなど多様なPR媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

(2) 市民・事業者との協働による推進体制の整備

(3) 市・社会福祉協議会の連動による推進体制の整備

2 計画の管理と評価



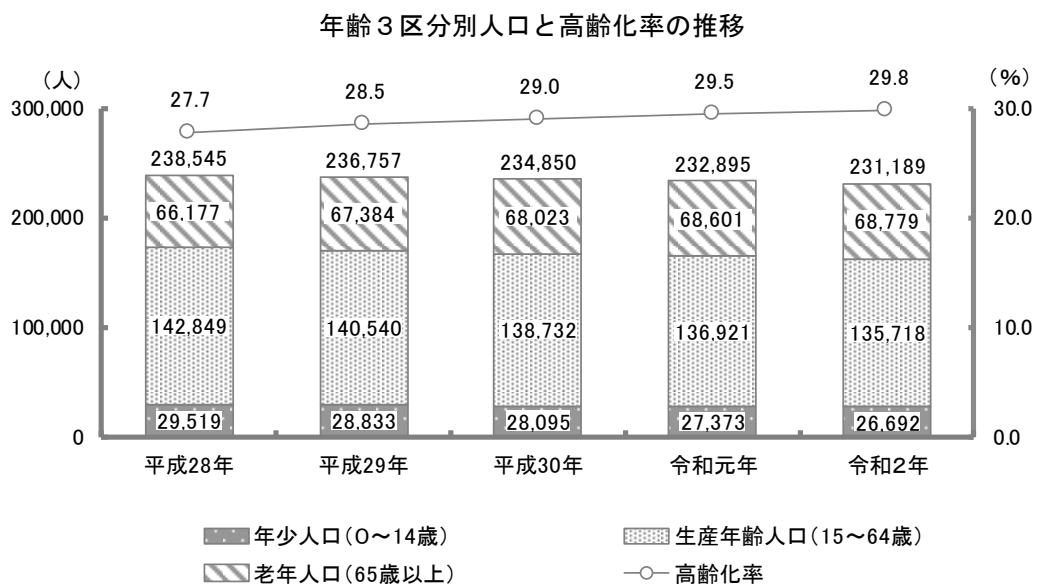
参考資料

1 統計にみる現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

総人口の推移をみると、年々減少し、令和2年4月1日現在 231,189 人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14 歳）は減少しているのに対し、老年人口（65 歳以上）は増加し、高齢化率は令和2年4月1日現在 29.8%となっています。

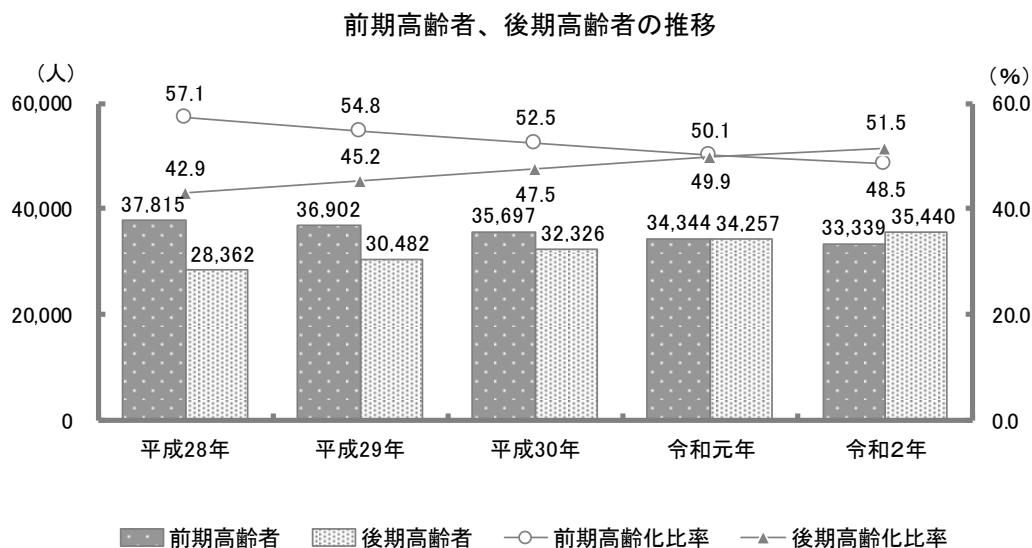


資料：寝屋川市 HP 統計資料（各年4月1日現在）
※総人口は年齢不詳者を除く。

(2) 高齢者の状況

①前期高齢者、後期高齢者の推移

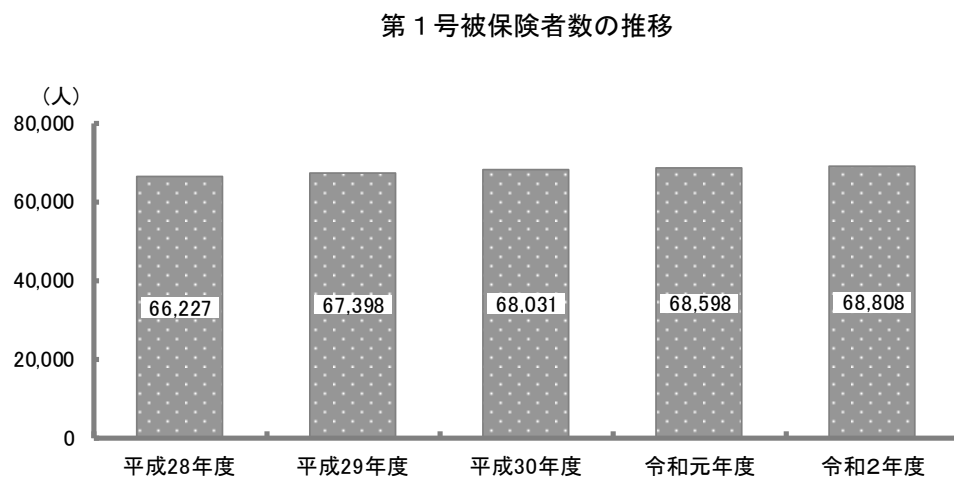
高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74 歳）は年々減少しており、令和 2 年 4 月 1 日現在 33,339 人となっています。一方で後期高齢者（75 歳以上）は年々増加しており、令和 2 年 4 月 1 日現在 35,440 人となっています。



資料：寝屋川市 HP 統計資料（各年 4 月 1 日現在）

②介護保険の第 1 号被保険者数の推移

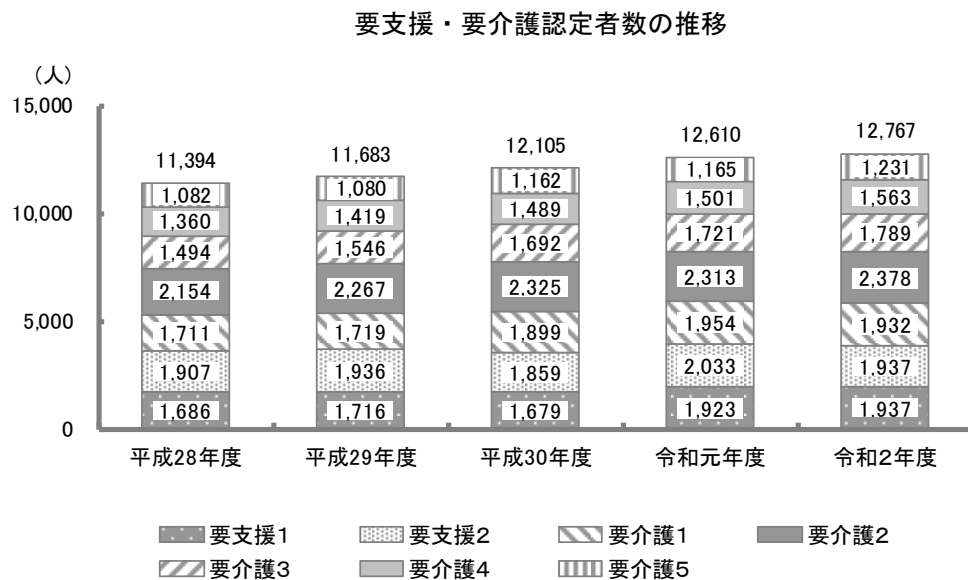
第 1 号被保険者数の推移をみると、年々増加しており、令和 2 年度末現在 68,808 人となっています。



介護保険事業状況報告（各年度末現在）

③要支援・要介護認定者数の推移

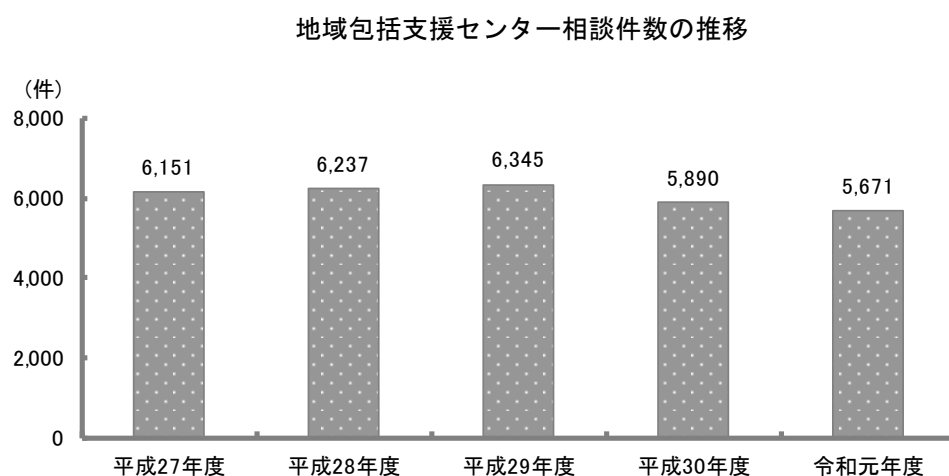
要支援・要介護認定者数の推移をみると、年々増加しており、令和2年度末現在12,767人となっています。



介護保険事業状況報告（各年度末現在）

④地域包括支援センター相談件数の推移

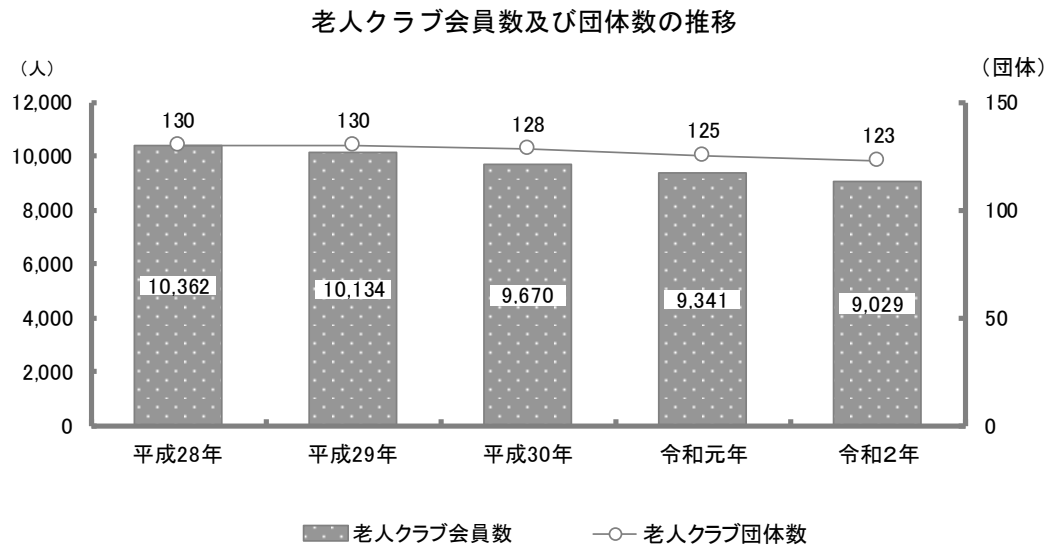
地域包括支援センター相談件数の推移をみると、平成29年度まで年々増加していましたが、平成30年度以降減少しており、令和元年度では5,671件となっています。



資料：地域包括支援センター事業報告書（各年度末現在）

⑤老人クラブ会員数及び団体数の推移

老人クラブ会員数及び団体数の推移をみると、会員数、団体数ともに減少傾向となっており、令和2年4月1日現在、会員数が9,029人、団体数が123団体となっています。

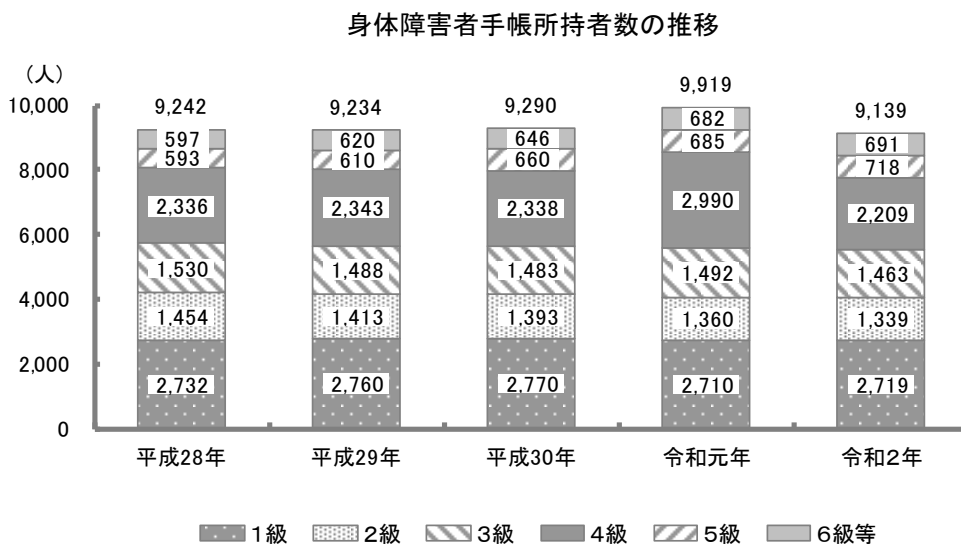


資料：市老連提供 会長・役員名簿（各年4月1日現在）

(3) 障害のある人の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

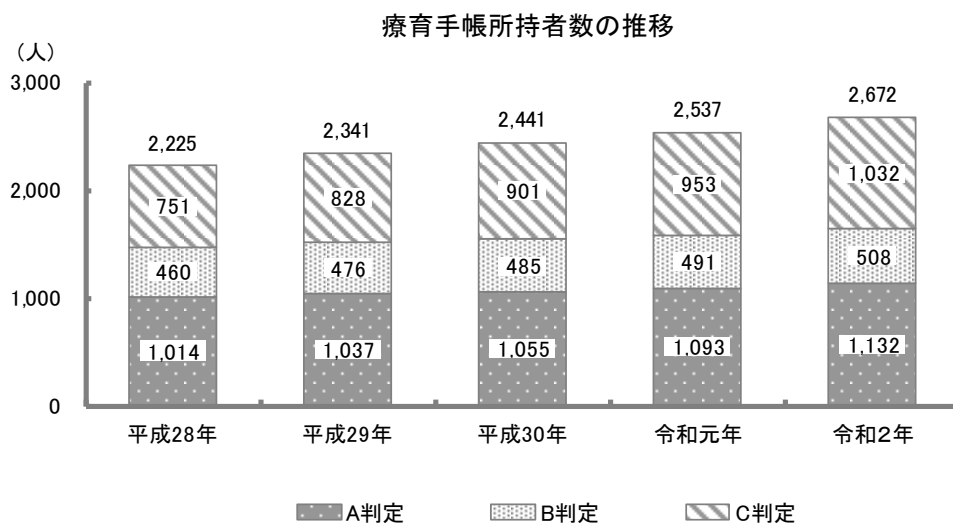
身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、1級の手帳所持者数が2,719人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が2,209人となっています。また、5級、6級等の手帳所持者数は増加傾向にあります。



資料：障害福祉課管理資料（各年4月1日現在）

② 療育手帳所持者数の推移

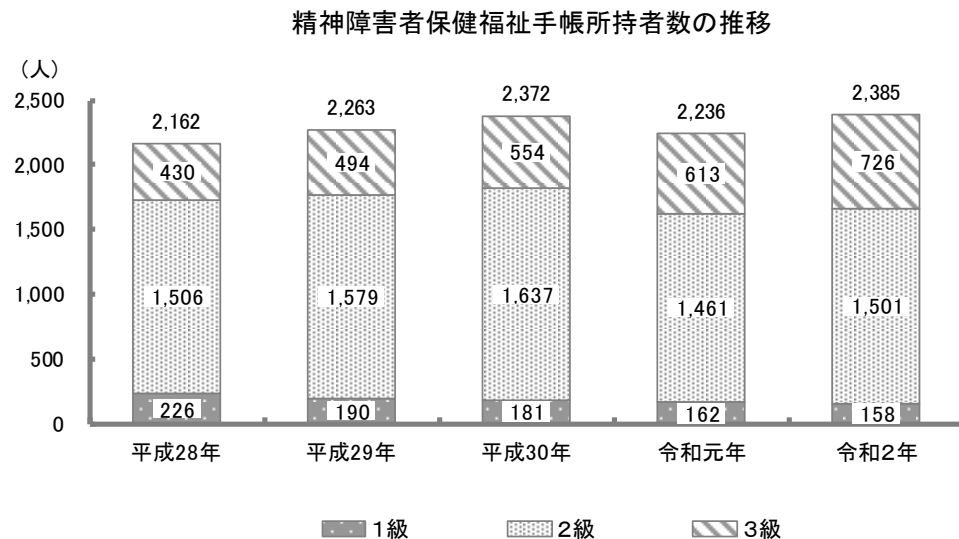
療育手帳所持者数の判定別の推移をみると、令和2年4月1日現在、A判定の手帳所持者数が1,132人で最も多く、次いでC判定の手帳所持者数が1,032人となっています。また、いずれの判定の手帳所持者数も年々増加しています。



資料：障害福祉課管理資料（各年4月1日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

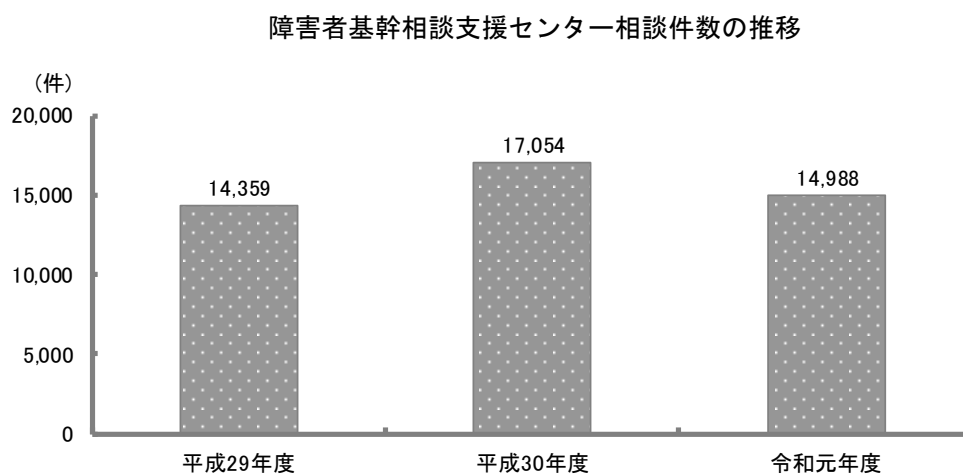
精神障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、2級の手帳所持者数が1,501人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が726人となっています。また、3級の手帳所持者数は増加傾向にあり、1級の手帳所持者数は減少傾向にあります。



資料：障害福祉課管理資料（各年4月1日現在）

④障害者基幹相談支援センター相談件数の推移

障害者基幹相談支援センター相談件数の推移をみると、令和元年度末現在14,988件となっています。

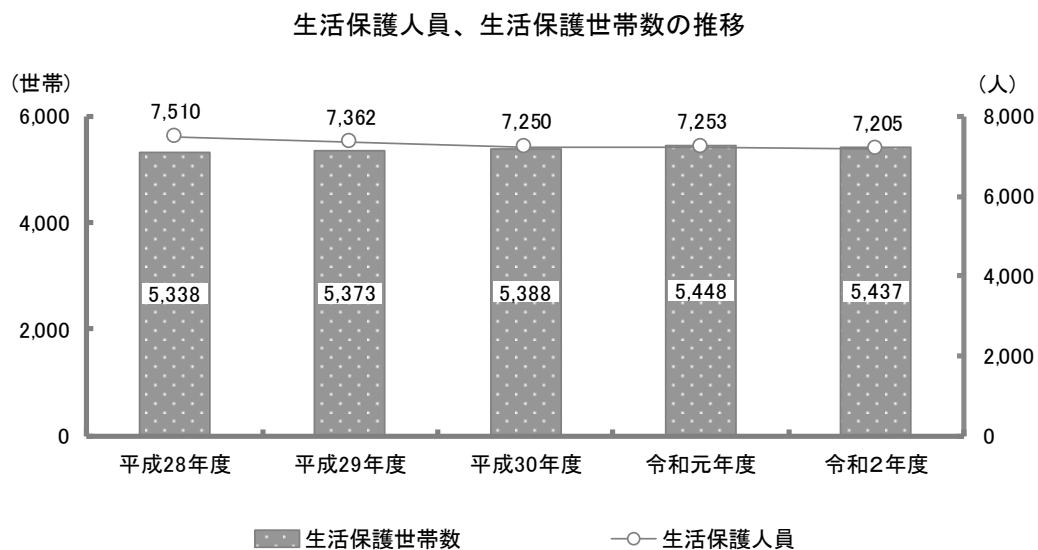


資料：障害福祉課管理資料（各年度末現在）

(4) 生活保護の状況

① 生活保護世帯数、生活保護人員の推移

生活保護世帯数の推移をみると、増加傾向となっており、令和2年度では5,437世帯となっています。一方、生活保護人員の推移は減少傾向となっており、令和2年度では7,205人となっています。

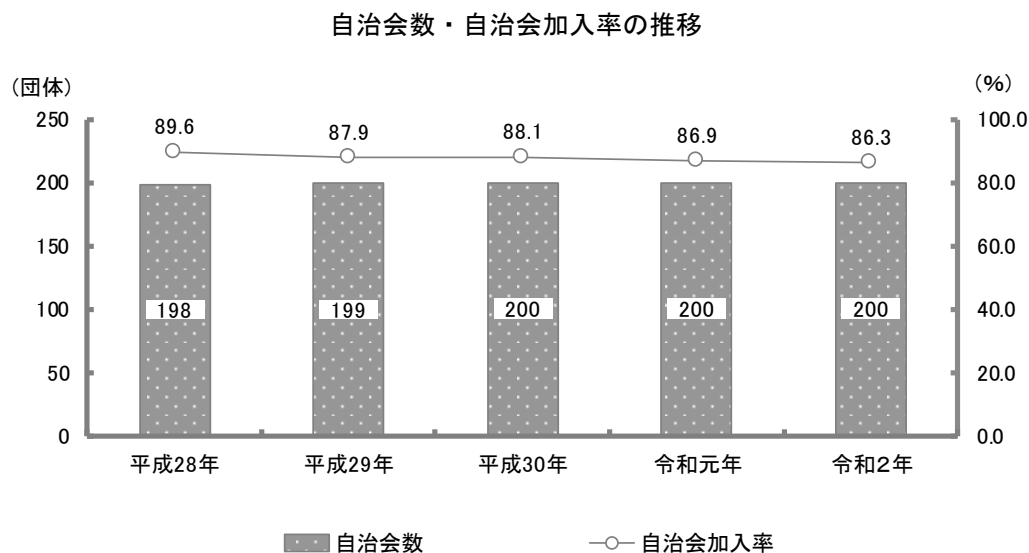


資料：保護課管理資料（福祉行政報告）（各年度末現在）

(5) 地域活動団体等の状況

① 自治会数・自治会加入率の推移

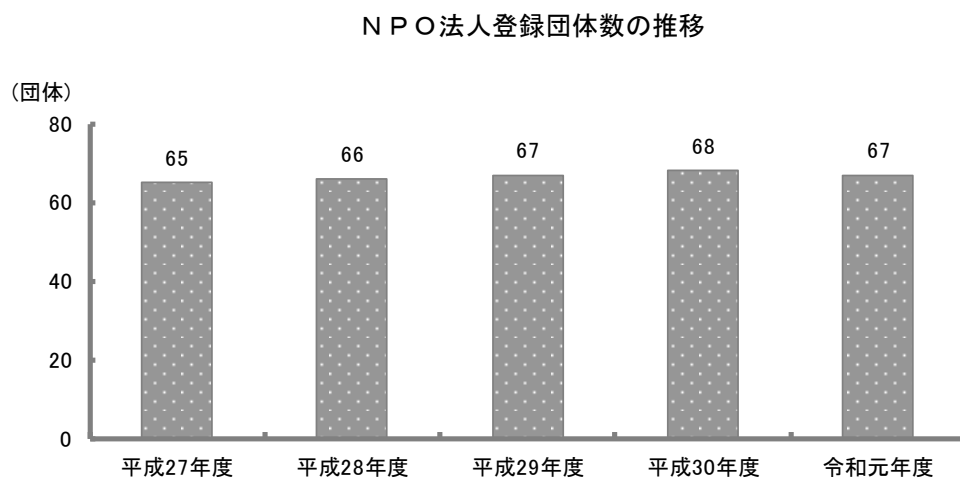
自治会数の推移をみると、平成30年以降、横ばいで推移しており、令和2年4月1日現在200団体となっています。また、自治会加入率の推移をみると、緩やかに減少傾向となっており、令和2年4月1日現在86.3%となっています。



資料：市民活動振興室管理資料（役員報告書）（各年4月1日現在）

② NPO法人登録団体数の推移

NPO法人登録団体数の推移をみると、横ばいで推移しており、令和元年度末現在67団体となっています。



資料：市民活動振興室管理資料（各年度末現在）

③ボランティア登録数の推移

社会福祉協議会登録ボランティア団体数は50団体前後で推移しており、令和元年度では51団体となっています。また、登録人数は減少傾向となっており、令和元年度では37人となっています。

ボランティア登録数の推移

単位：団体、人

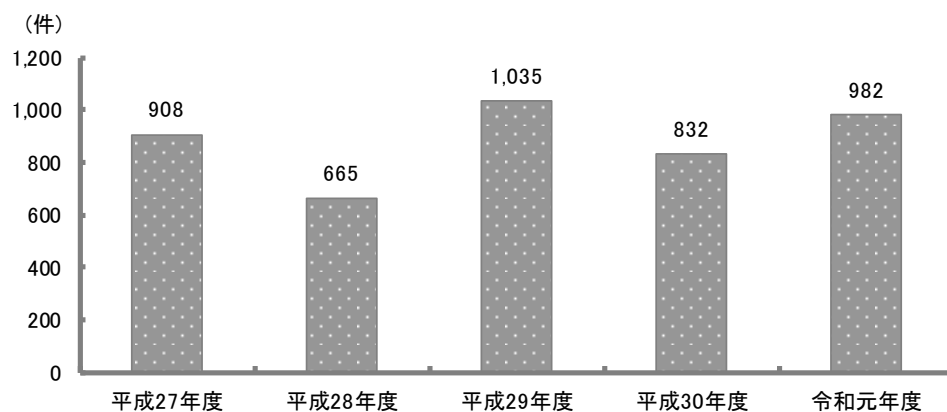
項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
ボランティア団体数	55 (1,438人)	55 (1,331人)	52 (1,133人)	55 (1,201人)	51 (1,017人)
ボランティア登録人数	43	42	48	48	37

資料：社会福祉協議会事業報告書（各年度末現在）

④CSW相談件数の推移

CSW相談件数の推移をみると、増減を繰り返しながらも増加傾向となっており、令和元年度では982件となっています。

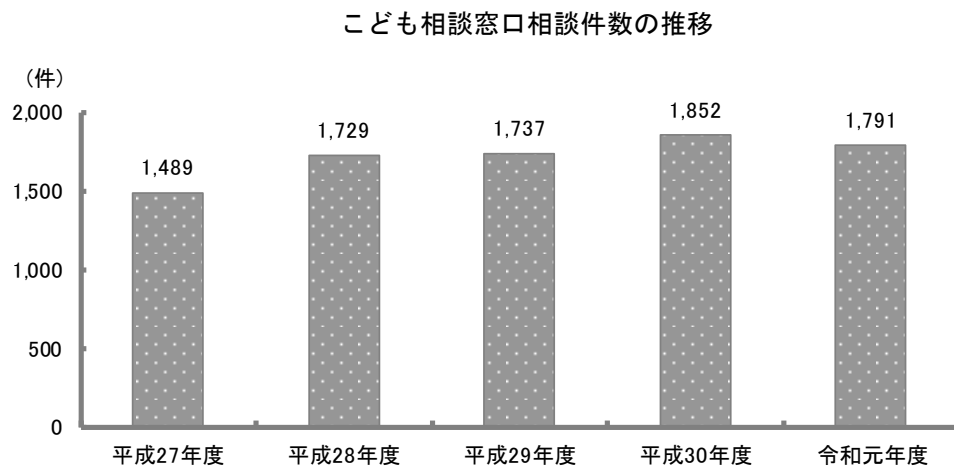
CSW相談件数の推移



資料：社会福祉協議会事業報告書（各年度末現在）

⑤ こども相談窓口相談件数の推移

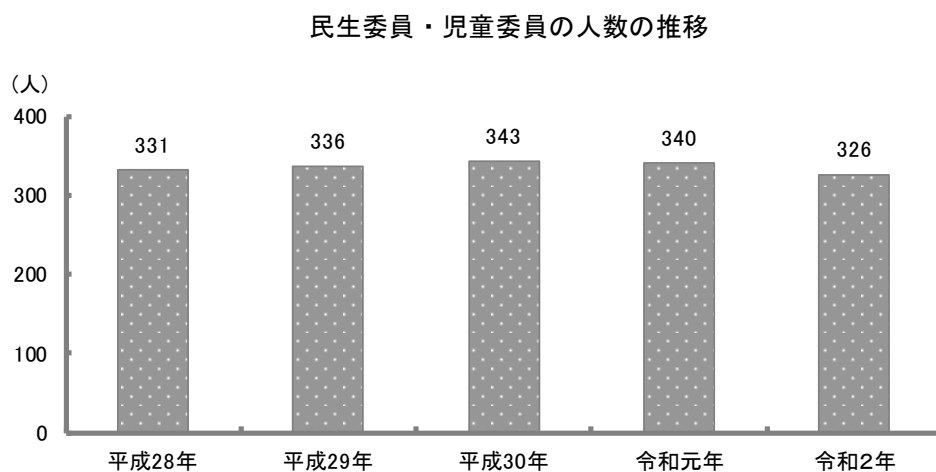
こども相談窓口相談件数の推移をみると、平成30年度まで年々増加していましたが、令和元年度に減少し、1,791件となっています。



資料：福祉行政報告（第44表）（各年度末現在）

⑥ 民生委員・児童委員の人数の推移

民生委員・児童委員の人数の推移をみると、平成30年まで年々増加していましたが、令和元年に減少し、令和2年4月1日現在326人となっています。



資料：福祉総務課管理資料（各年4月1日現在）

⑦福祉基金への寄附件数と金額の推移

福祉基金への寄附件数と金額の推移をみると、寄附件数、金額ともに平成 30 年度に大幅に増加しており、令和元年度では寄附件数が 78 件、寄付金額が 1,469,832 円となっています。

福祉基金への寄附件数と金額の推移

単位：件、円

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
寄附件数	3	4	8	23	78
寄付金額	306,908	82,276	80,000	205,439,481	1,469,832

資料：福祉総務課管理資料（各年度 5 月 31 日現在）

（６）医療費の状況

①国民健康保険医療費及び健康保険医療費の推移

国民健康保険の一人当たりの医療費の推移をみると、一般被保険者、前期高齢者ともに年々増加しており、令和元年度では一般被保険者が 400,052 円、前期高齢者が 587,319 円となっています。また、健康保険の一人当たりの医療費（後期高齢者）の推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向となっており、平成 30 年度では 973,129 円となっています。

国民健康保険医療費及び健康保険医療費の推移

単位：円

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
国民健康保険 一人当たりの医療費 （一般被保険者）	355,949	366,961	375,140	381,911	400,052
国民健康保険 一人当たりの医療費 （前期高齢者）	550,906	558,339	558,730	562,387	587,319
健康保険 一人当たりの医療費 （後期高齢者）	998,968	972,768	989,559	973,129	未定 （令和2年10 月公表予定）

資料：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）（令和 2 年 7 月末更新）
大阪府後期高齢者広域連合市町村ホームページ 2019. 11. 18 更新

2 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、第四次寝屋川市地域福祉計画の策定にあたり、基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

②調査対象

市民調査：寝屋川市在住の18歳以上の市民

団体調査：寝屋川市内で地域福祉に関わる活動や事業を行っている団体

③調査期間

令和元年10月11日から令和元年11月29日まで

④調査方法

郵送による配布・回収

⑤回収状況

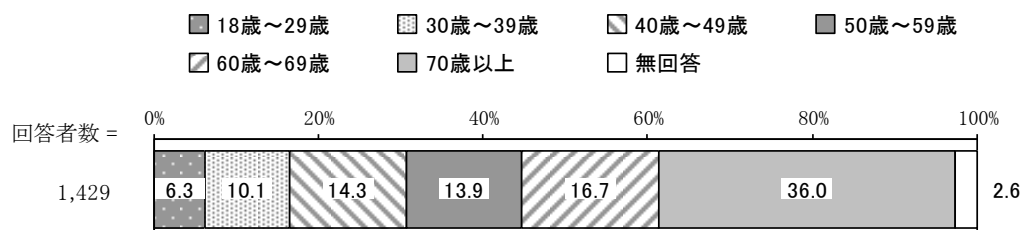
	有効配布数	有効回収数	有効回収率
市民	2,996 通	1,429 通	47.7%
団体	597 通	328 通	54.9%

(2) 市民調査結果

① 年齢、性別について

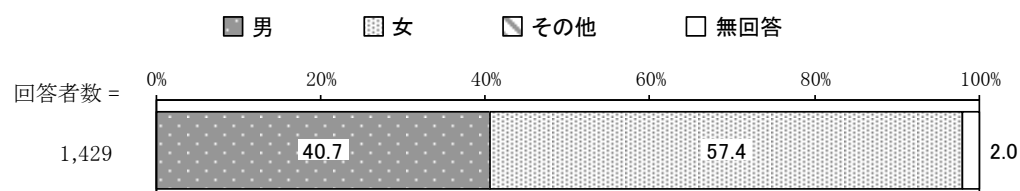
ア 年齢

「70 歳以上」の割合が 36.0%と最も高く、次いで「60 歳～69 歳」の割合が 16.7%、「40 歳～49 歳」の割合が 14.3%となっています。



イ 性別

「男」の割合が 40.7%、「女」の割合が 57.4%となっています。



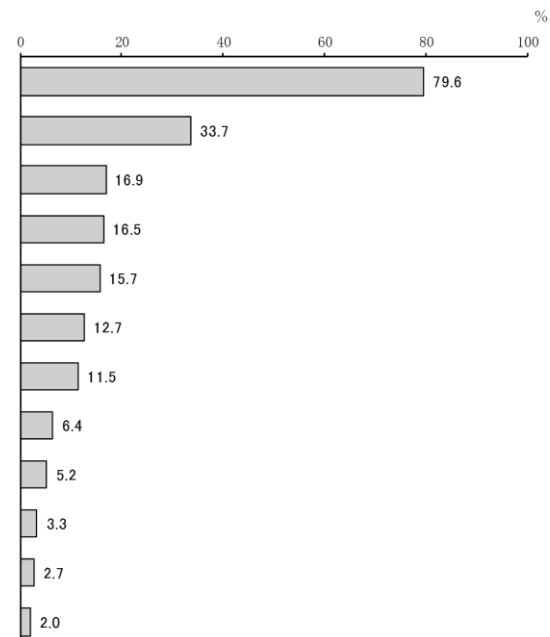
②市の福祉に関する情報の取得先

「市の広報誌」の割合が79.6%と最も高く、次いで「自治会の回覧板」の割合が33.7%、「インターネット」の割合が16.9%となっています。

年齢別でみると、年齢が高くなるにつれ「社会福祉協議会その他福祉団体の広報誌」「自治会の回覧板」「新聞、テレビなど」の割合が、年齢が低くなるにつれ「インターネット」の割合が高くなる傾向がみられます。

回答者数 = 1,429

市の広報誌
自治会の回覧板
インターネット
ロコミ(知人から等)
新聞、テレビなど
公共施設の掲示やパンフレット
社会福祉協議会その他福祉団体の広報誌
携帯アプリ
寝屋川市・大阪府等の公的な相談窓口
SNS
その他
無回答



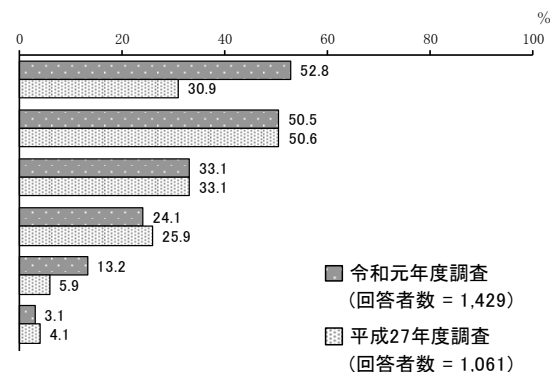
③近所の人との交流の頻度

ア 回答者自身

「あいさつをする程度」の割合が52.8%と最も高く、次いで「道などで会えば親しく話をする人がいる」の割合が50.5%、「困ったときには相談したり助けあう人がいる」の割合が33.1%となっています。

平成27年度と比較すると、「あいさつをする程度」「ほとんど(全く)つきあいはない」の割合が増加しています。

あいさつをする程度
道などで会えば親しく話をする人がいる
困ったときには相談したり助けあう人がいる
家を行き来するような親しい人がいる
ほとんど(全く)つきあいはない
無回答

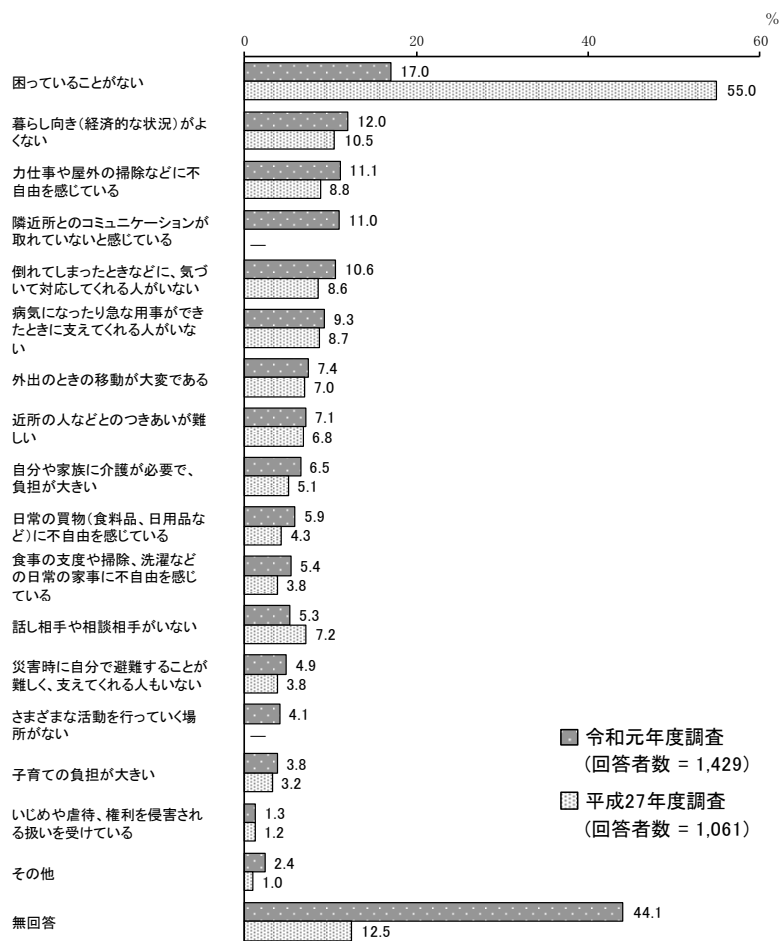


④日常生活で困っていることや助けてほしいと思うような特に困っていること

ア 困っていること

「困っていることがない」の割合が 17.0%と最も高く、次いで「暮らし向き（経済的な状況）がよくない」の割合が 12.0%、「力仕事や屋外の掃除などに不自由を感じている」の割合が 11.1%となっています。

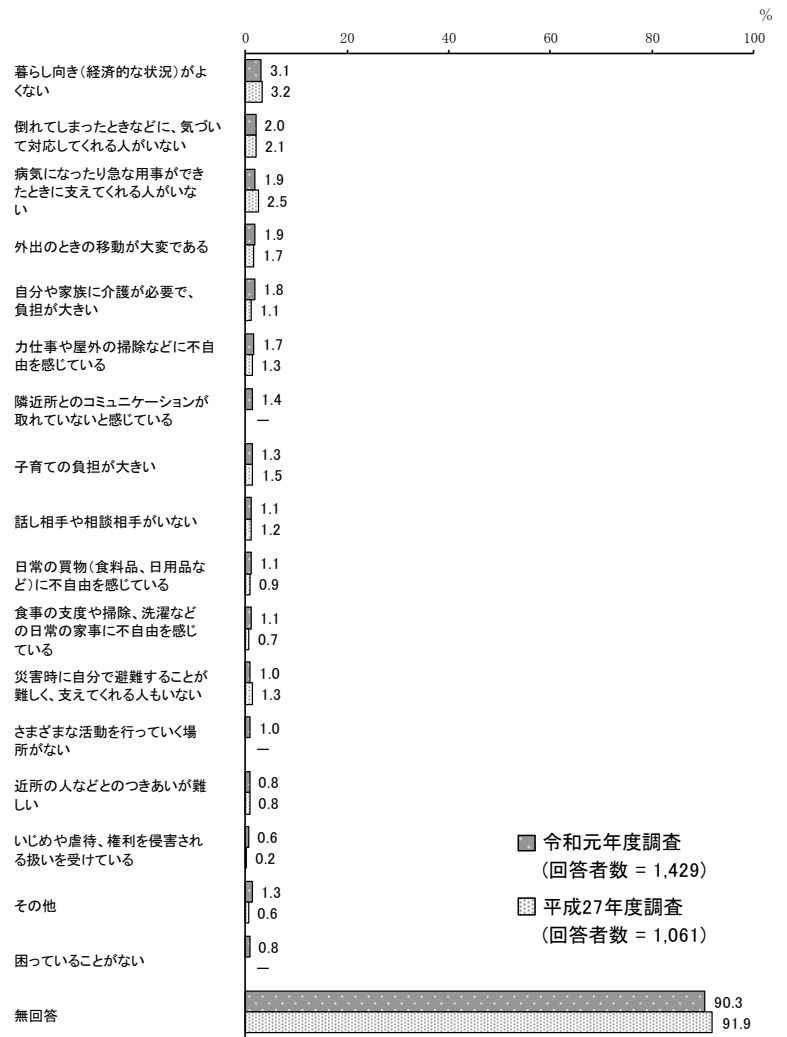
平成27年度と比較すると、「困っていることがない」の割合が減少しています。



イ 特に困っていること

「暮らし向き（経済的な状況）がよくない」の割合が3.1%と最も高くなっています。

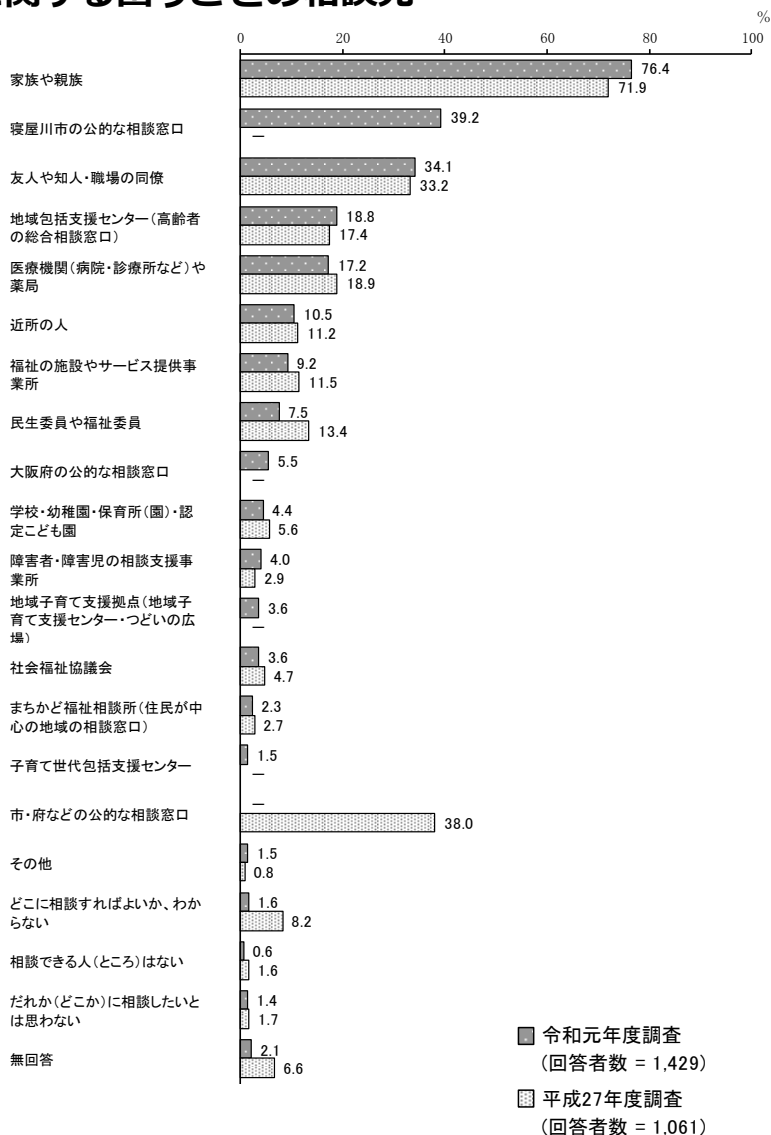
平成27年度と比較すると、大きな変化はみられません。



⑤福祉、介護、子育てなどに関する困りごとの相談先

「家族や親族」の割合が76.4%と最も高く、次いで「寝屋川市の公的な相談窓口」の割合が39.2%、「友人や知人・職場の同僚」の割合が34.1%となっています。

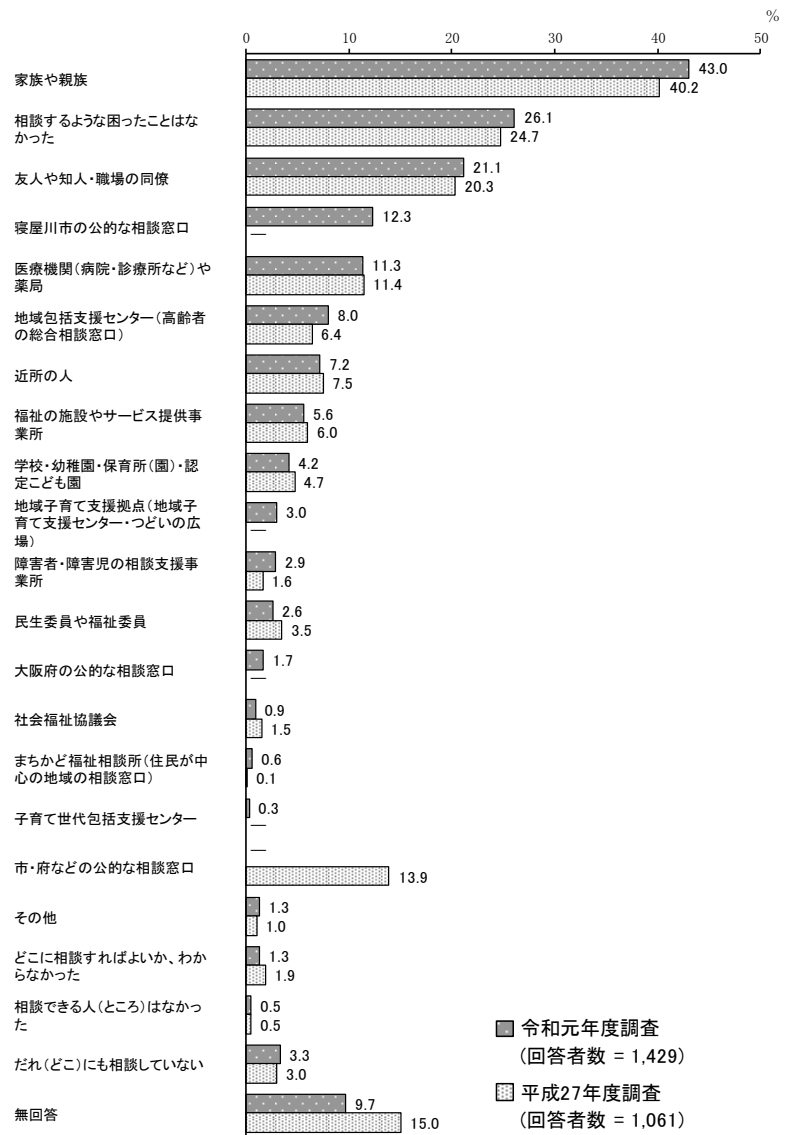
平成27年度と比較すると、「民生委員や福祉委員」「どこに相談すればよいか、わからない」の割合が減少しています。



⑥これまで福祉、介護、子育てなどで困ったときに、実際に相談した先

「家族や親族」の割合が43.0%と最も高く、次いで「相談するような困ったことはなかった」の割合が26.1%、「友人や知人・職場の同僚」の割合が21.1%となっています。

平成27年度と比較すると、大きな変化はみられません。



⑦身近な地域における住民同士の助け合い、支え合いの推進にむけて力を入れたら

よいと思うこと

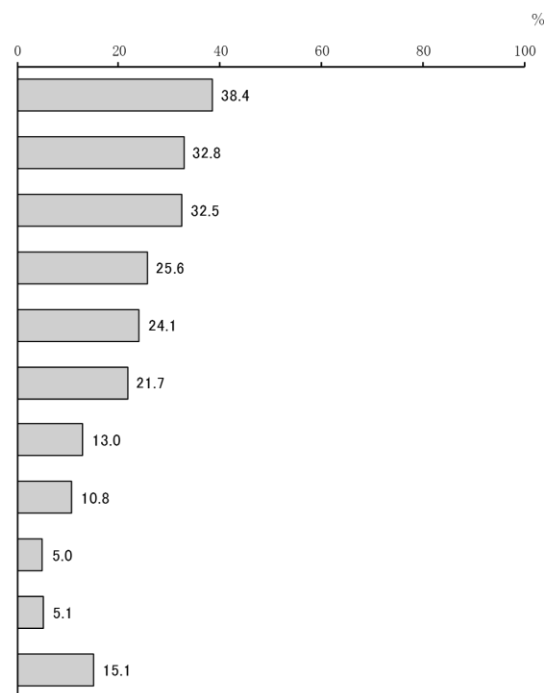
「地域での活動拠点や交流の場の整備」の割合が38.4%と最も高く、次いで「住民同士の助け合い・支え合い活動の調整を行う人材の育成」の割合が32.8%、「住民同士の助け合い・支え合い活動の場の整備」の割合が32.5%となっています。

年齢別でみると、他に比べ、18歳～29歳、30歳～39歳で「地域での活動拠点や交流の場の整備」の割合が高くなっています。

また、18歳～29歳で「地域での防災活動の推進」の割合が高くなっています。

回答者数 = 1,429

地域での活動拠点や交流の場の整備
住民同士の助け合い・支え合い活動の調整を行う人材の育成
住民同士の助け合い・支え合い活動の場の整備
地域における相談支援体制の充実
地域の助け合い活動の意義と重要性のPR
地域での防災活動の推進
ボランティア団体やNPO等への支援
生活困窮世帯の支援
成年後見制度等の権利擁護の推進
その他
無回答



⑧福祉に関する活動への参加状況

すべての福祉活動において「参加したいとは思わない」の割合が高くなっています。次いで「今後、参加者として参加してみたい」の割合が高くなっています。

単位：％

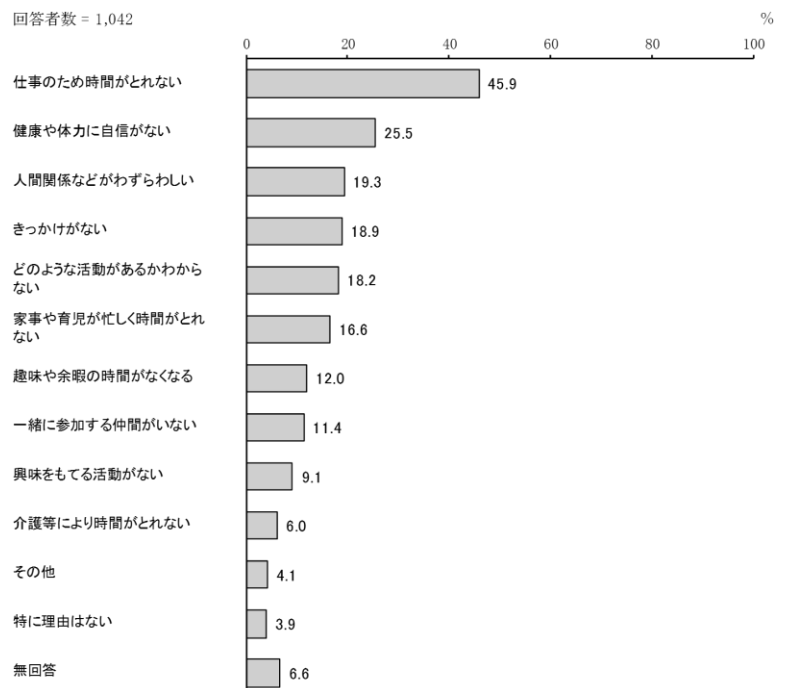
区分	回答者数（件）	1 運営スタッフとして参加している	2 参加者として参加している	3 今後、運営スタッフとして参加してみたい	4 今後、参加者として参加してみたい	5 参加したいとは思わない	無回答
①自治会、地域協働協議会、校区福祉委員会（サロン）などの身近な地域での福祉活動	1,429	3.6	5.7	2.1	16.6	41.8	31.4
②ボランティア、NPOなどの団体での福祉活動	1,429	2.2	2.0	2.4	14.8	43.8	35.4
③同じ福祉ニーズや課題をもつ人どうしの当事者活動	1,429	0.7	1.3	1.5	15.2	40.7	41.1
④その他	1,429	0.3	0.3	0.1	1.1	10.6	87.6
⑤特にない	1,429	1.0	0.5	0.4	2.3	17.1	79.8

⑨福祉に関する活動に参加していない、または、参加しない理由

「仕事のため時間がとれない」の割合が 45.9%と最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」の割合が 25.5%、「人間関係などがわずらわしい」の割合が 19.3%となっています。

年齢別でみると、他に比べ、30 歳～39 歳、40 歳～49 歳で「仕事のため時間がとれない」「家事や育児が忙しく時間がとれない」の割合が高くなっています。また、18 歳～29 歳で「趣味や余暇の時間がなくなる」「興味をもてる活動がない」「きっかけがない」の割合が、70 歳以上で「健康や体力に自信がない」の割合が高くなっています。

回答者数 = 1,042



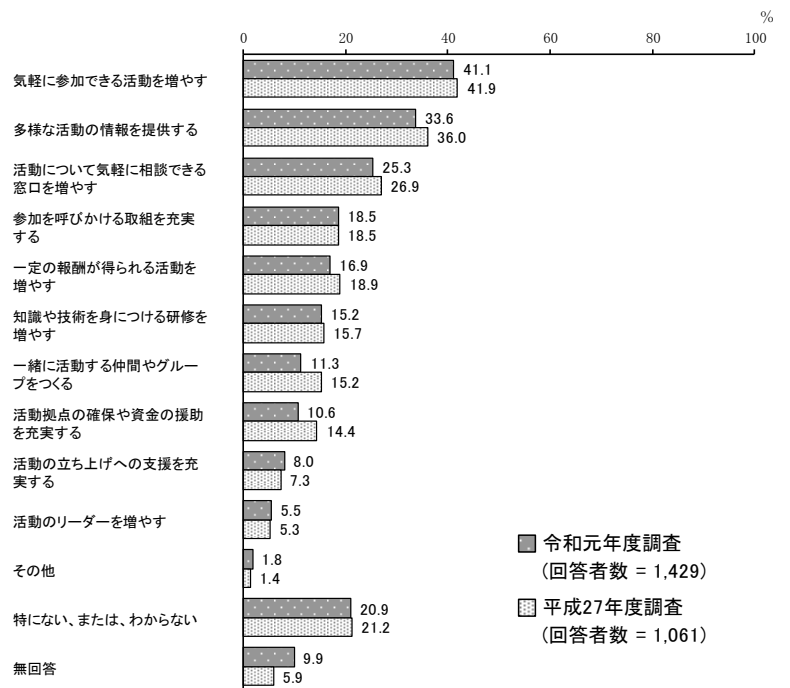
⑩市民が福祉に関する活動にもっと参加するために“特に効果的”だと思う取組

「気軽に参加できる活動を増やす」の割合が 41.1%と最も高く、次いで「多様な活動の情報を提供する」の割合が 33.6%、「活動について気軽に相談できる窓口を増やす」の割合が 25.3%となっています。

平成 27 年度と比較すると、大きな変化はみられません。

年齢別でみると、年齢が低くなるにつれ「一定の報酬が得られる活動を増やす」の割合が高くなる傾向がみられます。

また、60 歳～69 歳で「多様な活動の情報を提供する」「活動について気軽に相談できる窓口を増やす」の割合が、50 歳～59 歳、70 歳以上で「特にない、または、わからない」の割合が高くなっています。

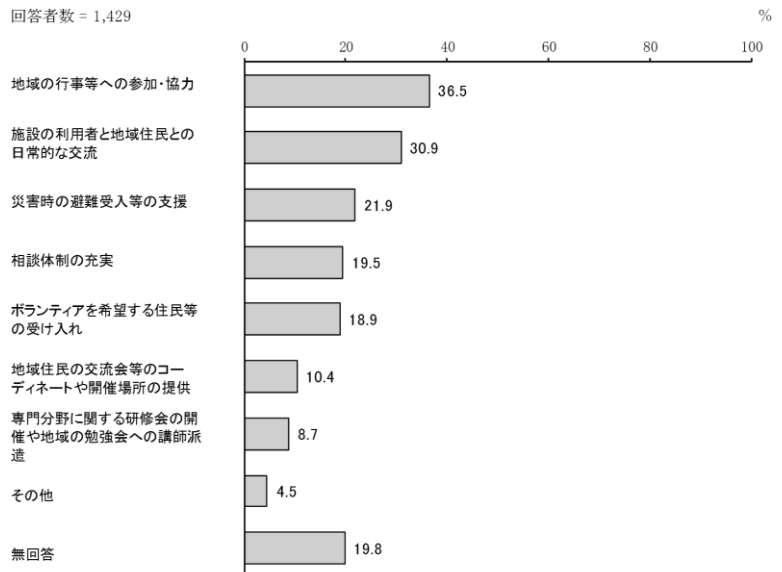


⑪地域の社会福祉施設（老人福祉施設、保育所等）に期待する地域との関わり方

「地域の行事等への参加・協力」の割合が 36.5%と最も高く、次いで「施設の利用者と地域住民との日常的な交流」の割合が 30.9%、「災害時の避難受入等の支援」の割合が 21.9%となっています。

小学校区別でみると、堀溝小校区で「地域の行事等への参加・協力」「専門分野に関する研修会の開催や地域の勉強会への講師派遣」の割合が高くなっています。また、梅が丘小校区、桜小校区、堀溝小校区で「施設の利用者と地域住民との日常的な交流」の割合が高くなっています。

回答者数 = 1,429

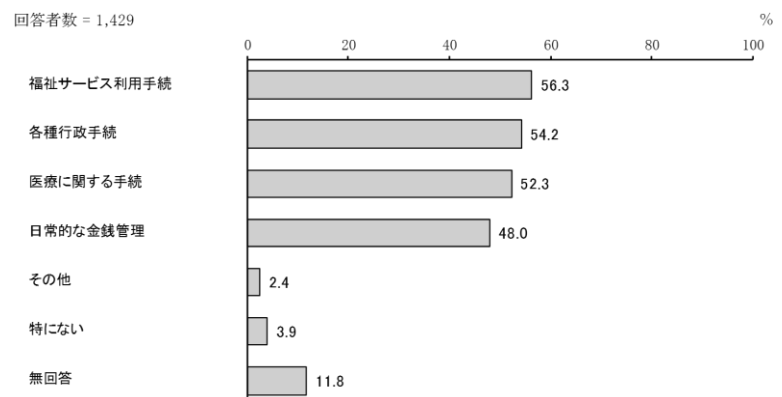


⑫高齢者や障害のある人が日常生活で将来的に不安を感じると思われるもの

「福祉サービス利用手続」の割合が 56.3%と最も高く、次いで「各種行政手続」の割合が 54.2%、「医療に関する手続」の割合が 52.3%となっています。

介護が必要な家族の有無別でみると、介護が必要な高齢者がいる人、障害のある人や障害のある子どもがいる人で「各種行政手続」「福祉サービス利用手続」の割合が高くなっています。

回答者数 = 1,429

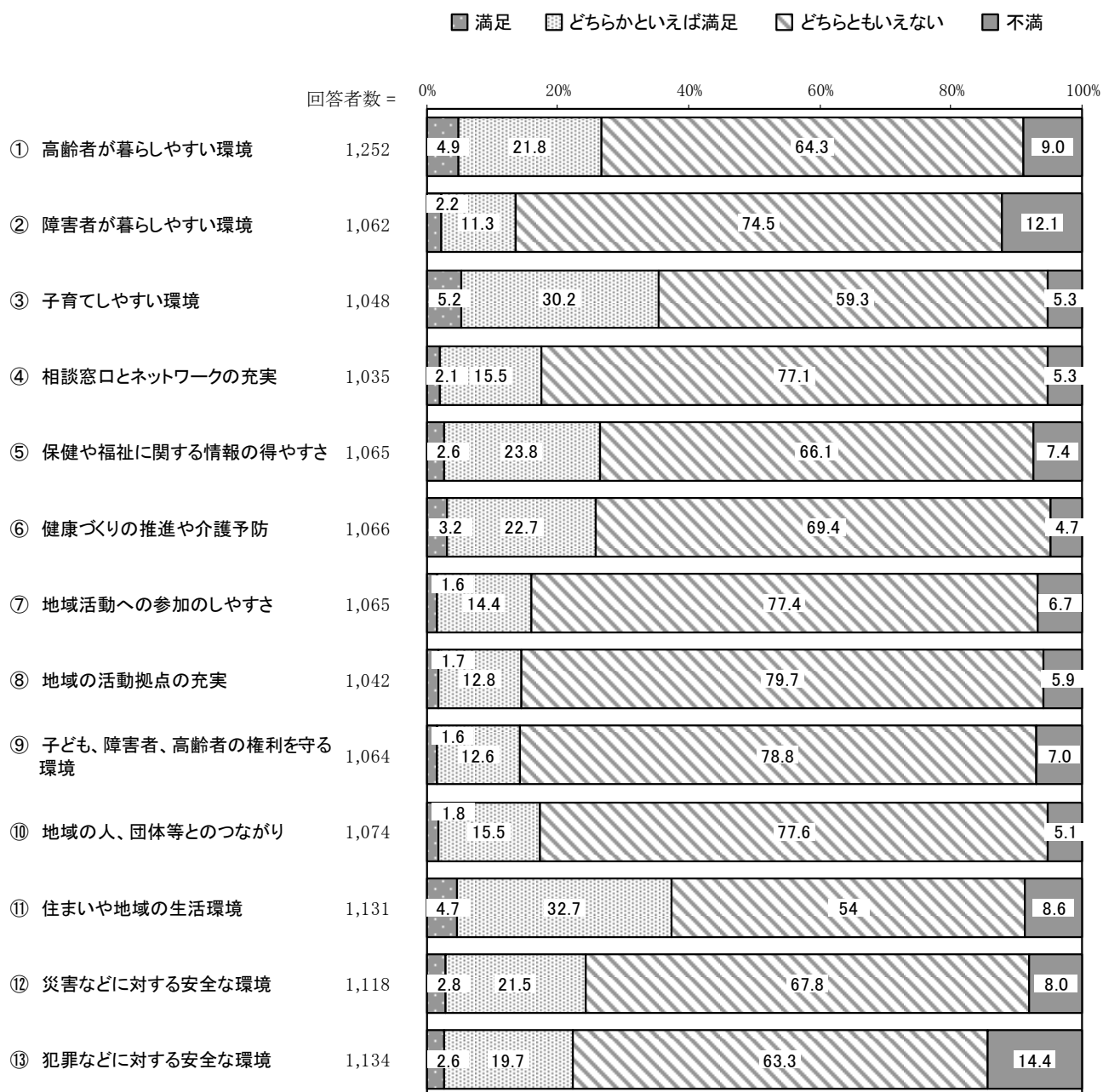


⑬ 居住地域での暮らしに関する環境への満足度

ア 現在の状況

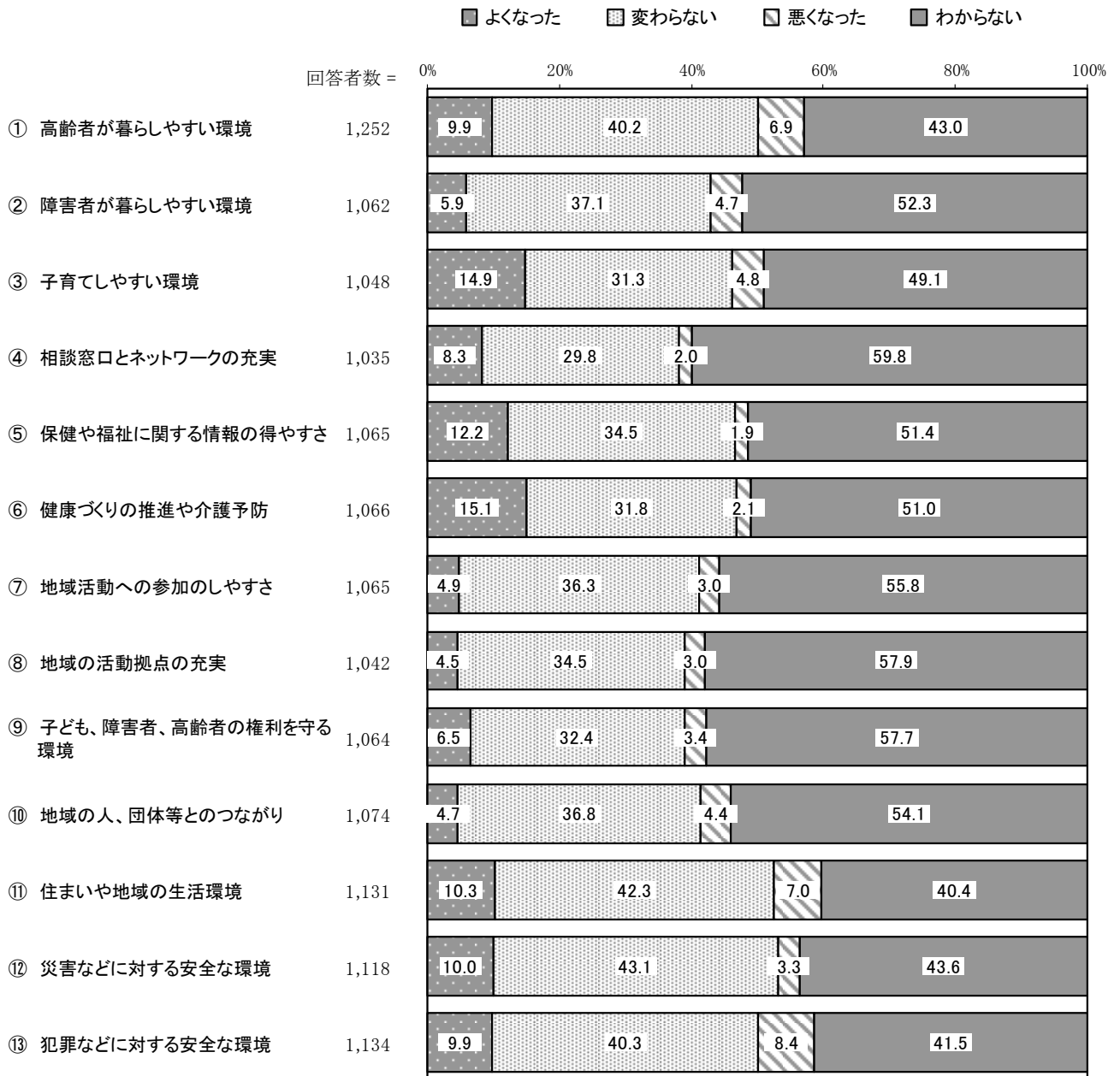
『③ 子育てしやすい環境』『⑪ 住まいや地域の生活環境』で「満足」と「どちらかといえば満足」を合わせた“満足”の割合が高くなっています。

『高齢者が暮らしやすい環境』『子育てしやすい環境』『住まいや地域の生活環境』で「満足」と「どちらかといえば満足」を合わせた“満足”の割合が高い（2割強）。



イ 以前と比べた状況

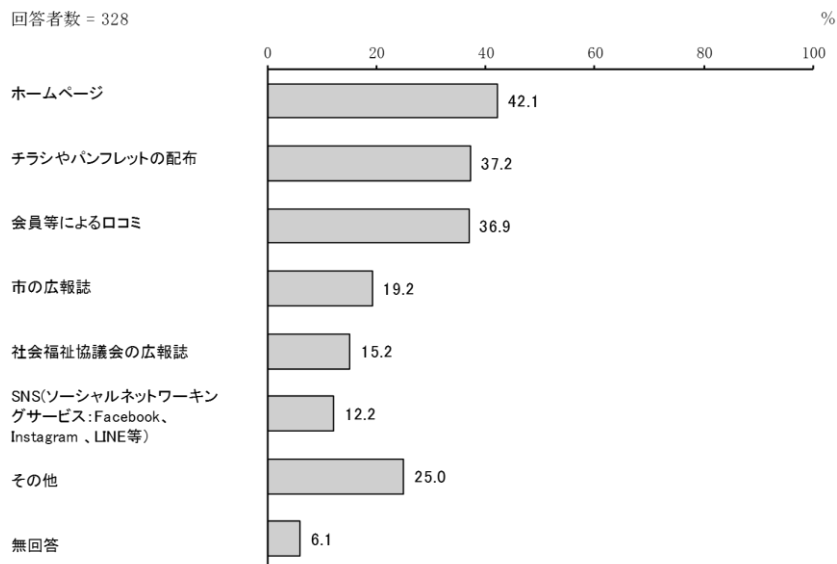
『③ 子育てしやすい環境』『⑥ 健康づくりの推進や介護予防』で「よくなった」の割合が高くなっています。また、『⑪ 住まいや地域の生活環境』『⑫ 災害などに対する安全な環境』で「変わらない」の割合が高くなっています。



(3) 団体調査結果

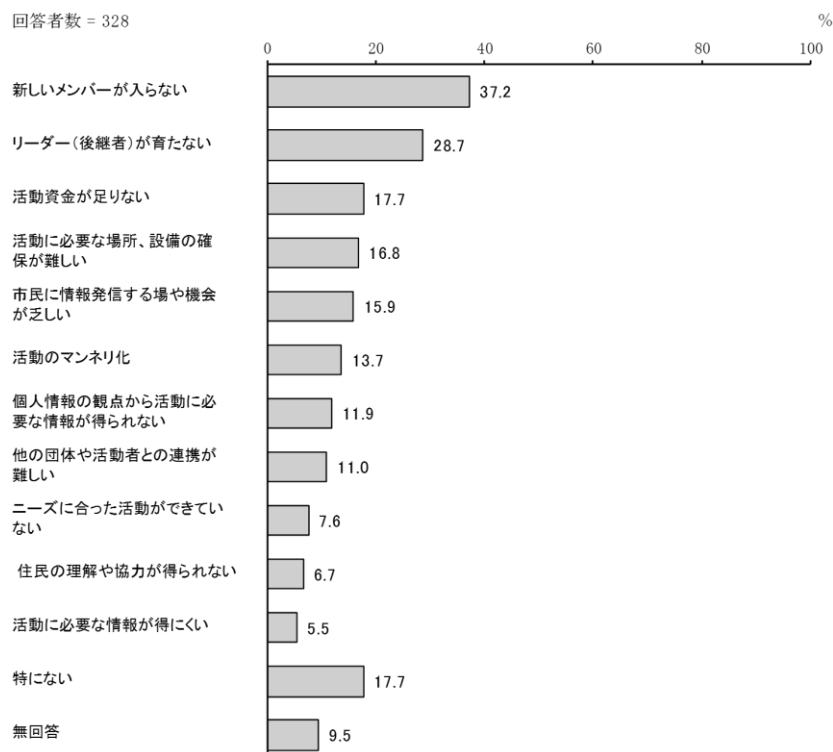
①団体の活動情報の発信方法

「ホームページ」の割合が42.1%と最も高く、次いで「チラシやパンフレットの配布」の割合が37.2%、「会員等による口コミ」の割合が36.9%となっています。



②活動を行う上で、困っていること・課題

「新しいメンバーが入らない」の割合が37.2%と最も高く、次いで「リーダー（後継者）が育たない」の割合が28.7%、「活動資金が足りない」、「特にない」の割合が17.7%となっています。



③活動を通して地域における地域福祉に対する意識の高まりの有無

「どちらかといえば高まっている」の割合が 50.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば高まっていない」の割合が 17.4%、「高まっている」の割合が 12.5%となっています。

